平成２２年（フ）第３３１号
北海道旭川市末広東３条３丁目３番８号　インペリアル末広弐番館203
債務者　千葉　俊助
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１４９号
横浜市南区高砂町１丁目10番地４　ダイアパレス吉野町第２　209号室
債務者　佐野由美子（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
岡山県美作市楢原下123番地11
債務者　谷口惠津子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１３２号
栃木県下都賀郡壬生町通町18番41号　田村ハイツ102
債務者　池澤　芙美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１３５号
栃木県小山市西城南３丁目22番地９　ホットハイツ204号室
債務者　星野　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４８１号
岡山市北区岡南町１丁目６番23号　パークハイツ２―105
債務者　三好　信章
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０９号
岡山県備前市香登本591番地１
債務者　則次　靖仁
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７９５号
東京都杉並区和泉４丁目41―６
債務者　青木　郁代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９１４号
東京都渋谷区本町１丁目15―３―704
債務者　岩田　　均
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９８２号
東京都墨田区向島４丁目20―14―301
債務者　溝口　智美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９８３号
東京都武蔵野市吉祥寺本町４丁目３―25
債務者　安田　寿乃
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９８６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針287―134
債務者　湊　　由美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９０号
東京都墨田区太平４丁目14―１
債務者　野村　奈生
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４００１号
東京都板橋区赤塚８丁目10―２―309
債務者　菅野さわみ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４００５号
東京都杉並区堀ノ内３丁目46―２―407
債務者　東川巳茶治
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部